

集団指導のアンケートに係るQ&A

(問1)	今年8月より計画期間を長くし、評価も年に1回でよいと聞きましたが、現プランの評価については半年に1回でなくてよいですか？ また、現プランの書き換え時期に、状態が変わっていなければ、軽微な変更として計画期間延長してよいですか？
(答)	現プランの評価については従来通り半年に1回行っていただき、サービス開始日が令和7年8月1日以降のプランについては最低1年に1回となります。 また、事業対象者は認定期間がないため、現プランの書き換え時期にアセスメント担当者会議を行ってください。
(問2)	ローカルルール項目について、暫定の見込み違いの場合は暫定プランを本プランとしてプランの遡りはしないとのことですが、暫定プランの期間の評価は誰が行いますか？
(答)	暫定プランの期間の評価については、暫定プランの作成者が行ってください。
(問3)	掲示について、介護サービス情報システム上で公表している項目だけでよいですか？また、重要事項説明書を全て別枠で掲載する必要がありますか？
(答)	基準第22条（予防は第21条）において、事業者は、重要事項を掲示しなければならないとされております。重要事項は事業所毎に記載内容が異なるため、掲示すべき情報に漏れがないよう、介護サービス情報公表システムと併せてHP等に重要事項説明書を掲示することが望ましいと考えております。
(問4)	介護予防計画について、1年の計画期間の場合でも評価は1年で差支えないか。
(答)	1年に1回の評価でも問題ございません。但し、あくまで利用者の解決すべき課題の変化や身体状況等に応じて、変更や見直しが必要な場合は適宜実施してください。
(問5)	要支援のケアプランについて、認定有効期間の4年間可能と説明があったが、介護のプランについても長期目標を最長4年（認定の有効期間）として捉えてよいか？
(答)	今回ご説明させていただいたのは、あくまで介護予防サービス・支援計画書に関するものとなります。要介護の方のプランについては本ルールの適用外となります。

集団指導のアンケートに係るQ&A

(問6)	事務手続きの手引きについて、選択制の福祉用具を購入に変更した際、担当国会議を開く必要性はないが、医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の意見を聴取し、記録することと示されているが、担当国会議を開く際は意見聴取はしなくていいとの解釈でよいのか？
(答)	指定特定福祉用具販売の提供にあたっては、メリットやデメリット等の必要な情報を提供しなければならないとされております。また、利用者の身体状況や生活環境等、医師等の専門職から聴取した意見を踏まえて提案することとなっておりますので、担当国会議を開く際は、会議において意見聴取を行ってください。
(問7)	今後、タブレット端末導入を検討しているが、タブレットによるケアプラン等の電子サインは有効ですか？
(答)	相手方の承諾を得ていれば、電子署名などの電磁的方法でも差し支えないと考えております。但し、文書の真正性は事業所に保管する同意文書や電磁的方法による取扱いの確認により把握することにご留意ください。
(問8)	運営指導で指摘が多かった事項について、減算対象の具体的事項の内容が昨年と変わらなかったが新しい事項があれば知りたい。
(答)	今年度の資料作成時点では新たな事例は有りませんでした。今後も、本項目については適宜更新を行っていきたいと考えております。
(問9)	長期目標、短期目標切れの対応はアセスメントや担当国会議は必要ですか？
(答)	長期目標到達時においては、軽微な変更となりませんので、アセスメント、担当国会議は行ってください。短期目標到達時は、モニタリング、継続的な利用者の状態把握を行い、軽微な変更該当する場合はアセスメントと担当国会議の省略は可能であると考えております。